

# 山梨県公報

第千四百五号

平成十五年

八月七日

木曜日

## 目次

予防疫種の業務を行う医師(二件).....	五〇九
予防疫種の業務の承諾を撤回した医師.....	五〇九
道路の区域変更(三件).....	五〇九
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五一〇
公安委員会	
技能検定員等審査の実施.....	五一〇
遊技機の型式の検定.....	五一〇

## 告示

### 山梨県告示第四百十四号

山梨県内の各市町村長が予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防疫種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年八月七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防疫種を行う主たる場所
知見 貴雄	北巨摩郡双葉町龍地二千七百九十五番地十号 双葉ニュータウンドクターヒレッジ ふたば内科消化器科医院

### 山梨県告示第四百十五号

山梨県内の各市町村長が予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防疫種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所

等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年八月七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防疫種を行う主たる場所
安藤 栄	中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地一号 竜王共立診療所

### 山梨県告示第四百十六号

山梨県内の各市町村長が予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防疫種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年八月七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防疫種を行う主たる場所
金子 さきこ	中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地一号 竜王共立診療所

### 山梨県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年八月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 遅沢静川線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡中富町大字遅沢字志坊一九四六番の三地先から 南巨摩郡中富町大字遅沢字水ノ口一三三三三	旧	四・八	一六・四	六六〇・〇



検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十五年八月七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)並びに大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十五年九月八日(月)及び九月十二日(金)  
(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十五年八月八日(金)から平成十五年八月二十五日(月)まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 特定第一種運転免許

一万四千七百五十円

(二) 普通自動車免許

二万五百円

(三) 大型自動車第二種免許等

二万二千五百円

2 教習指導員審査

(一) 特定第一種運転免許

九千八百五十円

(二) 普通自動車免許

一万二千五百円

(三) 大型自動車第二種免許等

一万二千五百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年八月六日までとする。

平成十五年八月七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名		製造又は輸業者名	検定番号
		遊技機の種別及び区分	遊技機の種別及び区分		
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	CRワイワイピン GFN	サミー株式会社	三〇〇四一九	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRワイワイピン GHT	サミー株式会社	三〇〇四三三	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRワイワイピン GHN	サミー株式会社	三〇〇四三六	
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一二番九号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ(別表第三)種特別電動役物	CRマジカルツア	株式会社エース電研	三二〇八四一	
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRおまつりマン SS	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇五四七	

二五番地		二五番地		二五番地	
申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸業者名	検定番号	型式の概要
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRおまつりマン P	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇五三八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中区見寄町一二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRおまつりマン R	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇五三三	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CR風のジャンジ F	豊丸産業株式会社	三〇〇四七〇	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CR熱烈ジャンジ V	豊丸産業株式会社	三〇〇四七一	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	CRサフアキン G	株式会社藤商事	三〇〇四九三	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物

株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	第一種特別電動役物	CRサフ アリキン GS	株式会社藤商事	三〇〇五〇八
株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	第一種特別電動役物	CRサフ アリキン GR	株式会社藤商事	三〇〇四六七
株式会社ロデオ 小宮隆 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	代表取締役	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	第一種特別電動役物	チャイリ イズエン ジェルF T	株式会社ロデオ	三四〇四一八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番